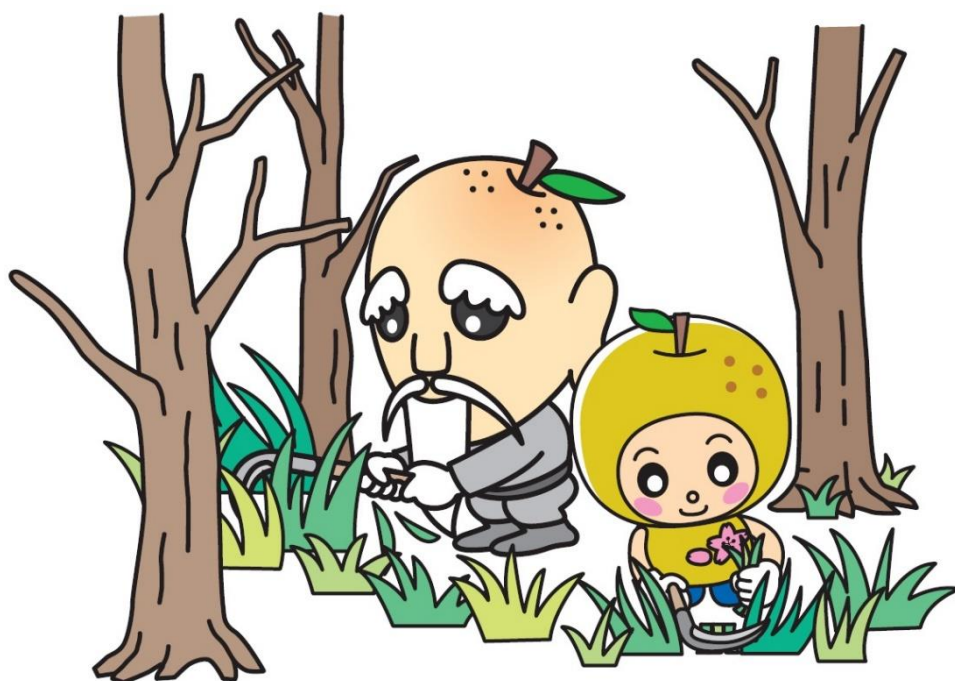


令和4年度
神川町の環境



神 川 町

目 次

第1章 神川町のあらまし	3
1 地勢	
2 町の沿革	
3 人口	
4 土地利用	
第2章 環境行政の概要	4
1 環境行政のあゆみ	
2 環境行政機構	
第3章 公害対策	7
1 ダイオキシン類の環境調査	
2 大気汚染の状況	
3 水環境の保全	
4 騒音・振動・悪臭の防止	
第4章 環境苦情	13
1 環境苦情等処理の状況	
2 環境指導及び苦情処理の実施	
第5章 環境衛生対策	13
1 有害鳥獣捕獲・駆除従事者の育成支援	
2 特定外来生物（アライグマ）の駆除	
3 スズメバチの駆除補助	
第6章 環境保全対策	14
1 産業廃棄物処理施設設置計画に対する対応	
2 環境保全協定の締結	
3 空き家対策	
4 土砂のたい積の規制	
5 地球温暖化対策	
第7章 清掃事業	15
1 家庭系ごみ（一般廃棄物）	
2 事業系ごみ（一般廃棄物）	
3 し尿・浄化槽汚泥の処理	
4 ごみ減量化対策	
5 1人1日当たりのごみの排出量	
第8章 犬の登録及び野犬対策	21
1 登録及び狂犬病予防注射	
2 野犬等の対策	

第1章 神川町のあらまし

1 地勢

神川町は埼玉県の北西部に位置し、東経139度06分、北緯36度12分、都心から85km圏にあります。町の総面積は47.40平方キロメートル、北は上里町、東は本庄市、南は秩父市・皆野町、西は県境を画す神流川を挟んで藤岡市に接しています。南部は秩父山地の北辺をなし、北部は神流川により形成された扇状地が広がり、有史以前から自然豊かな地域を形づくっています。

2 町の沿革

平成18年1月神川町と神泉村が合併して神川町となりました。豊かな歴史文化と美しい自然をかけがえのない財産として、「人を育てて まちが育つ 未来につなぐ 住みよい 神川」の実現を目指しています。

3 人口

合併した平成18年以降、人口は毎年少しずつ減少し、平成28年には1万4,000人を割り込み、その後も減少が続いています。世帯数は平成23年度以降、増加していましたが、令和4年度には減少に転じています。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口(人)	13,777	13,646	13,450	13,341	13,127
増減率(%)	99.37	99.05	98.56	99.19	98.40
総世帯数	5,670	5,686	5,723	5,790	5,780
増減率(%)	101.41	100.28	100.65	101.17	99.83

各年4月1日現在 資料：住民基本台帳及び外国人登録

4 土地利用

町の土地利用を地目別面積の構成比の推移で見ると、田、畑が減少し、宅地、雑種地が増加傾向にあります。農業用地の割合は、全体の約22%を占めています。

単位：ha

年度	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
H30	4,740.00	304.6	751.6	456.4	1,153.2	27.9	257.1	1,789.2
R元	4,740.00	304.6	751.0	456.7	1,159.2	27.8	257.6	1,789.2
R 2	4,740.00	304.2	746.8	458.6	1,168.3	27.8	262.2	1,772.1
R 3	4,740.00	304.2	746.2	458.9	1,166.5	27.8	264.3	1,772.1
R 4	4,740.00	303.8	743.5	461.3	1,191.3	27.8	263.2	1,749.1

各年1月1日現在、固定資産概要調書（税務課）

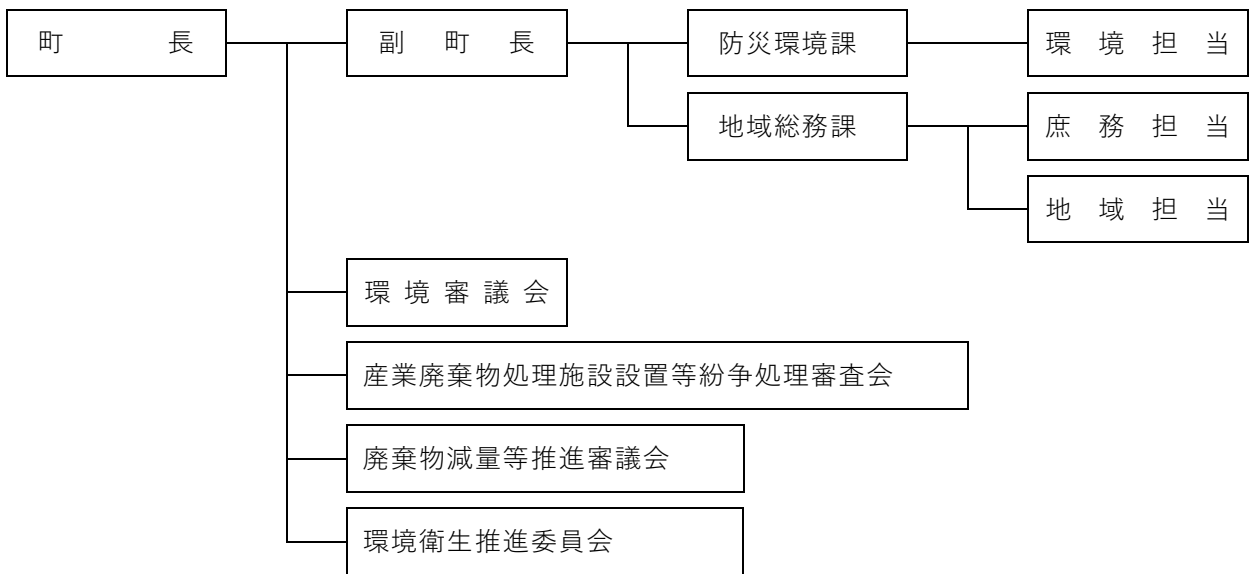
第2章 環境行政の概要

1 環境行政のあゆみ（平成17年度までは旧神川町のもの）

年度	神川町の動き	国・県の動き
昭和28	・し尿の処理を業者に委託開始	
37		・「埼玉県公害防止条例」制定
42		・「公害対策基本法」制定
43		・「大気汚染防止法」制定 ・「騒音規制法」制定
45		・「水質汚濁防止法」制定 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」施行
46		「悪臭防止法」制定
48	・広域圏「衛生センター（し尿処理施設）」操業	
49	・広域圏「清掃センター」操業 ・ごみ処理・し尿の収集運搬業者委託 ・「神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定	
51		・「振動規制法」制定
平成2	・広域圏「利根グリーンセンター（し尿処理施設）」操業	
3	・生ごみ処理容器(コンポスター) 購入補助事業開始	
4	・リサイクル活動推進奨励補助金交付開始	
5	・神川町一般廃棄物処理基本計画策定	・「環境基本法」施行
6		・「埼玉県環境基本条例」制定 ・「埼玉県環境評価条例」制定
7		・「容器包装リサイクル法」制定
8	・合併処理浄化槽施設整備事業補助開始	・「埼玉県環境基本計画」策定
9	・合併処理浄化槽施設維持管理補助開始 ・指定ごみ袋制度導入	・「容器包装リサイクル法」施行 ・「環境影響評価法」制定 ・地球温暖化防止京都会議開催
10	・町内4地点でダイオキシン類環境大気調査開始	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布施行
11	・「神川町環境基本条例」制定	
12	・「神川町環境基本計画」策定 ・広域圏「小山川クリーンセンター」操業 ・粗大ごみリクエスト収集、資源ごみ分別収集、ごみ袋認定制度開始	・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行

年度	神川町の動き	国・県の動き
13	・「神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例」制定	・「循環型社会形成推進基本法」施行 ・「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）施行 ・「グリーン購入法」施行
14	・産業廃棄物対策に係る県職併任制度を導入	・「フロン回収破壊法」施行 ・「埼玉県生活環境保全条例」施行
15	・電動生ごみ処理機購入補助事業開始	・「土壌汚染対策法」施行
17	・旧神川町、旧神泉村が合併し、新神川町誕生	・「自動車リサイクル法」施行
18	・「神川町環境基本計画」策定	
19	・「神川町一般廃棄物処理基本計画」策定	
22	・環境審議会に「神川町環境基本計画」策定を諮問し同会より答申を受ける	・生物多様性条約
23	・「神川町環境基本計画」策定 ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業開始（平成23年10月～）	
24		・「埼玉県環境基本計画」策定
25		・「小型家電リサイクル法」施行
26	・小型家電リサイクル開始 ・庁舎駐車場に電気自動車用急速充電器を設置 ・住宅用太陽光発電システム設置補助事業終了	・「水循環基本法」施行 ・「空家等対策の推進に関する特別措置法」施行
27	・浄化槽維持管理一括契約制度	・「フロン排出抑制法」施行
28	・「神川町環境基本計画」改訂 ・野生動物傷害見舞金制度開始 ・埼玉県北部地域空き家バンク開設 ・「神川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定	・「パリ協定」締結
29	・「神川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」策定 ・老朽空き家除去補助事業開始 ・空き家活用リフォーム補助事業開始 ・空き家活用子育て世帯移住サポート事業補助事業開始 ・狩猟免許取得補助補助開始	
令和2	・「神川町環境基本計画」改訂 ・ごみ分別アプリ（児玉郡市）配信開始	・菅首相所信表明演説においてカーボンニュートラル「2050年までに脱炭素社会を目指す」を発表
3	・資源ごみとして「スプレー缶」の分別回収を開始	
4	・「神川町一般廃棄物処理基本計画」改定 ・「神川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」改定	・「プラスチック資源循環促進法」施行

2 環境行政機構



(1) 環境審議会

良好な環境の保全及び創造に関する重要な事項について、町長の諮問に応じ調査・審議するため、「神川町環境基本条例（平成18年条例第122号）」により、神川町環境審議会を設置しています。委員の任期は2年で15名以内の組織です。

(2) 産業廃棄物処理施設設置等紛争処理審査会

産業廃棄物処理施設の設置等に伴う事業者と関係住民との紛争を調整することを目的として、「神川町産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防等に関する条例（平成18年条例第124号）」により、産業廃棄物処理施設設置等紛争処理審査会を設置しています。委員の任期は2年で5名の組織です。

(3) 廃棄物減量等推進審議会

環境と経済が両立した循環型社会を構築する一般廃棄物の減量、再資源化等に関する事項について、町長の諮問に応じ調査、審議するため「神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成18年条例第123号）」により、神川町廃棄物減量等推進審議会を設置しています。委員の任期は2年で15名以内の組織です。

(4) 環境衛生推進委員会

「神川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」により、廃棄物減量等について町の施策の職務を行う者として神川町環境衛生推進委員を委嘱しています。委員の任期は1年で各行政区23地区から1名ずつ選出された組織です。

第3章 公害対策

町民が健康で快適な生活をしていくうえには、良好な生活環境を確保することが必要であり、公害の発生防止は欠くことのできない重要課題となっています。

より良い環境をつくるには、行政の力だけでなく企業の努力はもとより、町民の理解と協力が不可欠です。このような認識にたち、産業の発展と調和を図り、明るく住みよい環境づくりを推進していくため公害対策に努めています。

1 ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物を燃やす過程で生成される物質です。通常は無色透明の固体で水に溶けにくく、脂肪に溶けやすい性質を持ちます。主な発生源は、ごみの焼却などの燃焼の過程で十分に温度が上がらない状態や酸素が足りない状態で不完全燃焼を起こした時に発生すると言われてしています。

令和4年度は、町内5地点で大気調査を実施しました。分析結果は、すべて環境基準(0.6 pg-TEQ/m³)以下となっています。

(1) ダイオキシン類環境大気調査結果(24時間採取)

単位：pg-TEQ/m³

測定地点	平成30年度 (11/15~16)	令和元年度 (11/12~13)	令和2年度 (11/10~11)	令和3年度 (11/29~30)	令和4年度 (11/15~16)
役 場	0.014	0.0093	0.0013	0.021	0.021
工業団地内	0.051	0.0075	0.0011	0.015	0.030
青柳小学校	0.011	0.0100	0.0011	0.018	0.014
渡瀬小学校	0.0063	0.0048	0.0055	0.0032	0.024
総合支所	0.0053	0.0027	0.0061	0.0046	0.010

※1日24時間の測定であり、測定値は気象条件に大きく左右されます。pg(ピコグラム)は、1gの1兆分の1。

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視結果(児玉児童公園)

単位：pg-TEQ/m³

第1回 5/25~6/1	第2回 7/13~20	第3回 10/12~19	第4回 1/11~18	平均値
—	0.0091	—	0.0072	0.0082

資料：令和3年度ダイオキシン類大気常時監視結果について

※ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン(PCDD)及びその類似物質であるポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)の総称。燃焼や化学物質製造の過程等で非意図的に生成されるもので、動物実験により強い急性毒性を持つことが明らかにされており、発ガン性や催奇形性が疑われています。

2 大気汚染の状況

大気が汚染されていると、呼吸器障害をはじめとして人体に様々な影響があります。

大気汚染物質は、工場、事業所など固定発生源から排出される硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等、また自動車などから排出される窒素酸化物、一酸化窒素、炭化水素等の移動発生源により発生します。これらは光化学スモッグの主な原因物質となっています。

固定発生源の内、法律や県条例で定められた施設を設置している工場及び事業所については、ばい煙等の排出基準により規制されています。移動発生源である自動車は、国による自動車 NOx・PM法の規制や県によるディーゼル車の排出ガス規制が行われています。

(1) 大気汚染測定結果（児玉小学校）

項目	二酸化窒素		浮遊粒子状物質		光化学オキシダント	
	日平均値の年間98%値	環境基準の達成	日平均値の2%除外値	環境基準の適否	昼間の1時間値の最高値	環境基準の適否
測定値	0.011	○	0.026	○	0.105	×
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。		1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。		1時間値が0.06ppm以下であること。	

資料：令和4年版埼玉県環境白書

※光化学オキシダント

自動車や工場などから排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物（VOC）が、太陽の強い紫外線を受けると光化学反応を起こし、光化学オキシダント（酸化性物質）を発生します。光化学オキシダントは、春から夏にかけて、気温が高く、日差しが強く、風があまりないような日に高濃度となります。

被害としては、「目がチカチカする」「のどが痛む」などの症状のほか、頭痛・はきけ、息苦しいなどの症状が出るといわれています。

3 水環境の保全

水質汚濁に係わる公共用水域の環境基準は、人の健康の保護に関する項目（健康項目）及び生活環境の保全に関する項目（生活環境項目）について定められています。

健康項目の基準は、全ての公共用水域において一律に適用され、直ちに達成・維持されるよう努めるものとされています。

町内の河川の環境基準は、小山川の上流部の金鑽川及び九郷用水と神流川支溪流の渡瀬の大門川、神泉地区の池尻川、幹沢川及び鳥羽川がA類型になります。

9地点で実施した河川水質検査結果（生活環境項目）では、水素イオン濃度（pH）において新里下橋地点及び八日市254地点、生物化学的酸素要求量（BOD）及び溶存酸素量（DO）において消防署西側地点で基準を超えています。

(1) 河川水質検査結果 (生活環境項目)

調査日:令和4年11月8日

調査地点 環境基準値 (河川A類型)	水素イオン 濃度 (pH) 6.5~8.5		生物化学的 酸素要求量 (BOD) 2以下		浮遊物質 (SS) 25以下		溶存酸素量 (DO) 7.5以上	
	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
年 度	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3
二ノ宮切通橋	7.8	8.1	0.9	1.5	3	4.0	10.0	9.0
新里下橋	8.7	8.2	1.1	2.2	1未満	1未満	14.4	10
消防署西側	7.4	8.2	3.1	1.9	2	1.4	3.7	10
八日市 254	9.1	8.6	1.5	2.6	13	2.0	15.1	11
渡瀬大門川	7.9	8.4	1.0	4.5	24	5.1	11.1	10
旧神流川幹線	8.1	8.0	0.9	2.2	2	1.5	13.4	9.6
池尻川橋下	8.2	8.3	0.8	2.2	1未満	17	11.7	10
幹沢川	8.1	8.2	0.8	1.7	1	1未満	12.0	9.4
鳥羽川	8.0	8.0	0.6	1.6	1未満	1未満	13.3	9.7

※強調文字：基準超過

(2) 旧神流川幹線(新宿地内)水質検査結果 (健康項目)

調査日：令和4年11月8日 単位：mg/ℓ

項 目	測定結果	環境基準	上水基準
pH	8.1	6.5~8.5	5.8~8.6
濁度	1		2
色度	11		5
大腸菌	44	300	不検出
フェノール類	0.005未満	0.005	0.005
(T-Hg)総水銀	0.0005未満	0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	0.001未満	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.001未満	0.01	0.01
(T-CN)全シアン	不検出	不検出	0.01
(Cd)カドミウム	0.0003未満	0.01	0.003
(Pb)鉛	0.001未満	0.01	0.01
(6-Cr)6価クロム	0.02未満	0.05	0.02
(As)砒素	0.001未満	0.01	0.01

(3) 阿久原浄水場神流川水源水質検査結果（健康項目）

調査日：令和5年2月8日 単位：mg/ℓ

項目	測定結果	環境基準	上水基準
pH	7.6	6.5～8.5	5.8～8.6
濁度	0.1 未満		2
色度	0.5 未満		5
大腸菌	不検出	300	不検出
フェノール類	0.0005 未満	0.005	0.005
(T-Hg)総水銀	0.00005 未満	0.0005	0.0005
トリクロロエチレン	0.001 未満	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.001 未満	0.01	0.01
(T-CN)全シアン	0.001 未満	不検出	0.01
(Cd)カドミウム	0.0003 未満	0.01	0.003
(Pb)鉛	0.001 未満	0.01	0.01
(6-Cr)6価クロム	0.002 未満	0.05	0.02
(As)砒素	0.001 未満	0.01	0.01

資料：水道課

(4) 井戸水水質検査結果

調査日：令和4年11月8日 単位：mg/ℓ

項目	A宅	B宅	C宅	基準
pH	7.0	6.7	6.4	5.8～8.6
一般細菌	10 未満	10 未満	10 未満	100 以下
大腸菌	検出	検出	検出	不検出
濁度	1 未満	1 未満	1	2 以下
色度	1 未満	1 未満	7	5 以下

※強調文字：基準超過

(5) 家庭雑排水処理対策

町では、生活排水による河川の水質汚濁防止対策として、合併処理浄化槽設置補助事業の実施と普及啓発に努めるとともに、合併処理浄化槽の適切な維持管理を促進するために補助事業を実施しています。

① 合併処理浄化槽設置補助事業実績

年度	補助基数	総事業費(円)	町補助額(円)	備考(国・県補助)
H30	27基	16,818,000	2,103,000	国 6,309千円 県 8,406千円
R元	29基	17,188,000	2,886,000	国 8,502千円 県 5,800千円
R2	12基	6,986,000	1,155,000	国 3,431千円 県 2,400千円
R3	13基	7,978,000	1,389,000	国 3,989千円 県 2,600千円
R4	4基	2,338,000	369,000	国 1,169千円 県 800千円

② 合併処理浄化槽維持管理補助事業実績

年度	補助基数	補助金額（円）	備 考
H30	48 基	928,100	保守点検・法定検査・清掃
R 元	61 基	1,181,300	保守点検・法定検査・清掃
R 2	69 基	1,322,100	保守点検・法定検査・清掃
R 3	61 基	1,183,300	保守点検・法定検査・清掃
R 4	53 基	1,027,600	保守点検・法定検査・清掃

(6) 工場排水

工場及び事業所の排水規制は、水質汚濁防止法及び県の生活環境保全条例に基づいて行われています。

事業活動に伴い排出される工場排水は、一般家庭からの雑排水と共に河川の水質に及ぼす影響は大きく、町では埼玉県北部環境管理事務所と連携して法や県条例に基づく立入り検査を行い、排水基準の遵守並びに管理徹底の指導を行っています。

また、環境保全協定に基づき、排出水の検査結果の報告を受けています。

4 騒音・振動・悪臭の防止

騒音・振動・悪臭は、特に日常生活に密着した公害で、その発生源も多種多様になっています。その問題の解決のためには、工場及び事業所において単に規制基準を遵守するというだけでなく、きめ細かな防止対策を行うことが重要です。

町では、公害関係法令及び埼玉県生活環境保全条例に基づく各種届出のうち、事務委任されている騒音・振動関係の届出について受付事務を行い特定施設の把握をするとともに、工場及び事業所に対し規制基準を達成するための防止対策の指導を行っています。

(1) 騒音の規制基準

① 工場及び事業所は規制基準を遵守し、周辺の生活環境を保全するよう努めなければなりません。

区域の 類 形	区域区分	朝 (6時～8時)	昼 (8時～19時)	夕 (19時～22時)	夜 (22時～6時)
1 種	第1・2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1・2種中高層住居専用地域	45db	50db	45db	45db
2 種	第1・2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	50db	55db	50db	45db
3 種	近隣商業地域・商業地域 準工業地域	60db	65db	60db	50db
4 種	工業地域 工業専用地域（一部地域）	65db	70db	65db	60db

- ② 埼玉県生活環境保全条例により、飲食店営業や一定面積以上の小売店営業等での夜間の騒音について規制を行っています。

用途地域（県内全域）	規制基準値 (22時から翌日の6時)
第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域 田園住居地域 第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域 用途地域の指定のない区域・都市計画区域外	45db
近隣商業地域・商業地域・準工業地域 工業地域・工業専用地域	50db
規 制 対 象 営 業	
1 飲食店営業	2 ボーリング場営業
3 バッティングセンター営業	4 ゴルフ練習場営業
5 小売店営業（店舗面積が500㎡以上）	6 公衆浴場営業（保養を目的とするもの）

(2) 振動の規制基準

工場及び事業所は規制基準を守り、周辺の生活環境を保全するよう努めなければなりません。

区域の種類	区域区分	昼 (8時～19時)	夜 (19時～8時)
1種	第1・2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1・2種中高層住居専用地域 第1・2種住居地域 準住居地域 用途地域の指定のない区域 都市計画区域外（一部地域）	60db	55db
2種	近隣商業地域・商業地域 準工業地域・工業地域	65db	60db

(3) 悪臭

悪臭については、法令等に基づき規制基準（平成18年10月1日から特定悪臭物質の濃度による規制から、人間の臭覚に基づく臭い全体の強さで規制する臭気指数規制に変わりました。）が定められており、工場や事業所（移動発生源や一時的に設置される作業現場等は含まれません。）を対象として発生区域別での臭いの程度により規制され、町ではこれに基づく指導等を行っています。

- ・悪臭防止法（臭気指数規制）による規制地域及び敷地境界線における規制基準

平成18年10月1日適用

地域区分	基準値
住居系地域・商業系地域	臭気指数 15
工業地域・工業専用地域	臭気指数 18
農業振興地域	臭気指数 21

第4章 環境苦情

1 環境苦情等処理の状況

令和4年度の環境苦情等処理件数は82件ありました。

苦情の種類別では、雑草や植木の繁茂等の土地の管理が31件と最も多く、次いで空き家関連及び不法投棄が同じく14件、大気・野外交渉関連が8件、騒音及び悪臭が同じく4件となっています。近年の苦情内容は、日常生活に密着した生活環境に関するものが多く、法的規制で対応できない状況にある場合が多くなっています。

大気・野外交渉	騒音	悪臭	水質汚濁	不法投棄	空き家関連	土地の管理	その他	合計
8件	4件	4件	1件	14件	14件	31件	6件	82件

2 環境指導及び苦情処理の実施

苦情処理にあたっては、通報者への対応のほか公用車による巡回、野焼き現場等での指導を行っています。この内、産業廃棄物に関しては、県北部環境管理事務所と連携し、集中的な監視活動や指導取締り活動を実施しています。

県職員併任辞令が平成14年12月に交付され、産業廃棄物にかかる立入調査権が与えられました。これにより、町職員が産業廃棄物の不適正処理（不法投棄、不適正保管、野焼き等）の監視指導業務が行えるようになりました。

また、令和3年1月には、監視体制を充実させるため、児玉郵便局及び町内各郵便局と「神川町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書」を締結しています。

第5章 環境衛生対策

1 有害鳥獣捕獲・駆除従事者の育成支援

農業被害の発生や人的被害の恐れが生じる可能性がある場合等に、児玉猟友会神川支部に委託し、有害鳥獣捕獲を実施しています。また、有害鳥獣捕獲に従事する者を育成するため、新規の狩猟免許の取得にかかる経費に対し補助金を交付する制度を設けています。

令和4年度には、有害鳥獣捕獲省力化事業として、有害鳥獣が罠にかかるとメールが猟友会員の元に届く捕獲探知センサーを設置し、「必要なときだけ」「必要な場所に駆け付け」仕組みを構築し、猟友会員の負担軽減を図っています。

種類	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
イノシシ	29頭	30頭	7頭	12頭	11頭
ニホンジカ	14頭	19頭	25頭	31頭	18頭

2 特定外来生物（アライグマ）の駆除

特定外来生物であるアライグマによる生態系等への被害を防止するため、有害鳥獣捕獲及び埼玉県アライグマ防除計画に基づく防除を行っています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
17頭	56頭	44頭	43頭	49頭

3 スズメバチ駆除補助

人に危害を及ぼすおそれのあるスズメバチの巣を、専門業者に依頼して駆除した際に費用の一部として補助金を交付しています。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
14件	11件	19件	16件	5件

第6章 環境保全対策

1 産業廃棄物処理施設設置計画に対する対応

産業廃棄物処理施設の設置等に伴う環境保全上の障害が全国各地で住民との紛争の原因になっている状況を考え、計画の事前公開、紛争のあっせん等に関して必要な事項を定め、紛争の予防及び調整を図ることを目的とした紛争予防条例を制定しています。

令和4年度において、条例に基づく申請はありませんでした。

2 環境保全協定の締結

事業活動に伴う公害を防止し良好な環境を保全するため、事業者との環境保全協定の締結に努めています。

令和4年度末の締結業者数は、78業者(町内35、町外43)となっています。

3 空き家対策

増加する空き家の有効活用を通して、町内への定住の促進と地域の活性化を図ることを目的に、平成28年度に埼玉県北部地域の3市3町(熊谷市、本庄市、深谷市、美里町、上里町及び寄居町)と連携して空き家バンクを創設しました。令和4年度には、空き家バンクへ3件の登録があり、うち2件の売買が成立しました。

また、平成29年度より、空き家対策として町民の良好な居住環境を確保するため、老朽空き家除去補助事業、空き家活用リフォーム補助事業、空き家活用子育て世帯移住サポート事業補助事業を実施しています。

4 土砂のたい積の規制

無秩序な土砂のたい積を防止し、住民生活の安全と環境保全を図るため、土砂たい積の面積が500平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合について町で規制し許可しています。(3,000平方メートル以上の場合は県所管)

所在地	面積	目的
大字植竹720-5	1,551㎡	建売分譲用地造成

5 地球温暖化対策

平成29年度に神川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、カーボンマネジメントの一環として各公共施設等に電気やガソリン等の消費量を管理するエネルギー利用量管理シートを義務化しました。令和4年度には、前計画の目標を引き継ぐ形で、神川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の改定を行いました。

温室効果ガスの総排出量 (k g - C O 2/年)

平成 25 年度 (基準年)	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
997,686	895,872	868,379	869,680	865,534

第 7 章 清掃事業

ごみの出し方や分別方法等ごみの適正排出を目的に児玉郡市で「ゴミ分別アプリ」を導入し配信を行うとともに、一般廃棄物処理実施計画に基づき各種事業を実施しています。

1 家庭系ごみ (一般廃棄物)

(1) ごみ収集所

世帯数・人口は令和 4 年 4 月 1 日現在

行政区名	世帯数 A	人口 B	可燃・不燃ごみ		資源ごみ	
			数 C	世帯割合 A / C	数 D	世帯割合 A / D
新宿	230	529	8	28.8	3	76.7
池田	247	650	5	49.4	2	123.5
二ノ宮	205	469	4	51.3	2	102.5
新里	401	1,007	6	66.8	3	133.7
前組	172	461	5	34.4	3	57.3
中新里	162	378	4	40.5	2	81.0
小浜	133	349	3	44.3	1	133.0
貫井	50	138	1	50.0	1	50.0
植竹	767	1,874	13	59.0	4	191.8
肥土	129	332	4	32.3	3	43.0
関口	237	555	6	39.5	1	237.0
四軒在家	85	212	3	28.3	1	85.0
元阿保	365	898	7	52.1	2	182.5
八日市	746	1,617	19	39.3	4	186.5
原新田	182	388	4	45.5	2	91.0
熊野堂	405	765	6	67.5	1	405.0
元原	276	428	4	69.0	1	276.0
渡瀬本町	165	388	5	33.0	2	82.5
渡瀬仲町	125	240	4	31.3	2	62.5
渡瀬上町	271	591	6	45.2	1	271.0
下阿久原	208	455	13	16.0	7	29.7
上阿久原	163	306	8	20.4	4	40.8
矢納	56	97	13	4.3	4	14.0
合 計	5,780	13,127	151	38.3	56	103.2

・収集方式 ステーション方式、可燃・不燃ごみは認定ごみ袋で排出

・収集所数 151 箇所

(2) 収集運搬

可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集運搬は委託しています。

有害ごみは、年2回（前期・後期）、委託で収集を行っています。

粗大ごみ（リクエスト収集）は、町が毎月（第2水曜日）収集を行っています。

① 可燃ごみ収集計画

区分	収集日	収集地域
毎週	月・木曜日	植竹・関口・四軒在家・元阿保・八日市・原新田・熊野堂・元原・下阿久原・上阿久原・矢納
2回	火・金曜日	新宿・池田・二ノ宮・新里・前組・中新里・小浜・貫井・肥土・渡瀬本町・渡瀬仲町・渡瀬上町

・収集状況

単位：t

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	230	252	224	259	251	216	259	237	249	229	197	212	2,815
R元	246	264	221	264	257	239	244	222	259	237	194	245	2,892
R2	246	264	267	266	252	231	235	234	239	226	193	234	2,887
R3	234	249	238	254	272	241	226	252	240	235	194	230	2,865
R4	229	269	243	229	270	250	237	234	244	231	184	224	2,844

② 不燃ごみ収集計画

区分	収集日	収集地域
毎月第1 ・第3	月曜日	植竹・関口・四軒在家・元阿保・八日市・原新田・熊野堂・元原
	火曜日	新宿・池田・二ノ宮・新里・前組・中新里・小浜・貫井・肥土・渡瀬本町・渡瀬仲町・渡瀬上町
毎月第2	火曜日	下阿久原・上阿久原・矢納

・収集状況

単位：t

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	19	26	22	19	23	18	21	22	20	25	18	19	252
R元	19	29	19	20	21	20	23	20	22	25	15	20	253
R2	26	26	25	22	22	22	21	20	23	23	19	23	272
R3	21	23	19	20	17	23	16	20	24	20	17	20	240
R4	17	22	22	18	18	20	18	19	20	23	19	17	233

③ 資源ごみ収集計画

収集日	収集地域
毎月第1・第3水曜日	植竹・関口・四軒在家・元阿保・八日市・原新田・熊野堂・元原・新宿・池田・二ノ宮・新里・前組・中新里・小浜・貫井・肥土・渡瀬本町・渡瀬仲町・渡瀬上町
毎月第4火曜日	下阿久原・上阿久原・矢納

・収集状況

単位：t

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	37
R元	3	4	4	4	5	3	3	4	3	3	3	3	42
R2	3	4	3	3	4	3	3	3	3	3	2	2	36
R3	4	3	3	5	4	4	5	3	4	4	4	4	47
R4	3	4	3	4	4	6	4	2	4	3	2	3	42

④ 有害ごみ収集計画

収 集 日	収 集 地 域
年2回（前期・後期）	町内全域

・収集状況

年度	前期	後期	合計
H30	2,460 kg	1,550 kg	4,010 kg
R元	2,560 kg	1,330 kg	3,890 kg
R2	1,340 kg	1,470 kg	2,810 kg
R3	1,380 kg	1,180 kg	2,560 kg
R4	1,340 kg	900 kg	2,240 kg

⑤ 粗大ごみ収集（リクエスト収集）

収 集 日	収 集 地 域
月1回 第2水曜日	町内全域

・収集状況

単位：kg

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	200	750	550	540	610	650	400	1,050	750	180	300	320	6,300
R元	540	180	750	180	370	380	750	500	700	150	220	690	5,410
R2	560	1,110	690	850	790	720	640	660	1,000	440	550	1,010	9,020
R3	610	210	940	590	410	320	1,040	780	450	900	300	160	6,710
R4	760	450	360	670	350	320	270	460	1,200	350	380	220	5,790

2 事業系ごみ（一般廃棄物）

事業系の一般廃棄物は、事業者が直接小山川クリーンセンターに搬入（有料：手数料平成21年4月1日改正200円／10kg）又は、許可業者に依頼して処理しています。

・一般廃棄物収集運搬許可業者一覧

令和4年4月1日現在

業者名	住所	区分※		
		収集	処分	清掃
児玉清掃(株)	埼玉県本庄市児玉町児玉 722-1	○		○
(株)ぐんま東庄	群馬県高崎市寺尾町 2312-8	○		
陣美サービス(株)	埼玉県本庄市児玉町児玉 1877	○		
(株)第一総業	埼玉県本庄市今井 1130-2	○		
(株)ヤマキ	埼玉県熊谷市三ヶ尻 3884	○		
(株)サニタリーセンター	埼玉県本庄市小島 3-11-15	○		
(株)清香園	埼玉県本庄市朝日町 3-22-4	○		
(有)クリーントレイディング赤城産業	埼玉県本庄市東台 4-7-26	○		
リバー(株)	東京都墨田区緑 1-4-19	○	○	
(有)松村商店	群馬県藤岡市鬼石 571-1	○		
(株)東庄	埼玉県本庄市朝日町 3-1-40	○		
東毛清掃(株)	群馬県佐波郡玉村町大字五料 162-1	○		
(株)新井商店	埼玉県本庄市小島南 3-1-37	○		
(株)エコマテリアル	東京都港区虎ノ門 2-6-4		○	
(有)永尾清掃	埼玉県本庄市児玉町児玉 1322-17	○		
丸高産業(株)	埼玉県深谷市岡部 2322-2	○		
リジェイク(株)	群馬県邑楽郡明和町大輪 2580-5	○		
(有)大野生研工業	埼玉県熊谷市下川上 1568-11	○		
(有)平井商店	群馬県藤岡市中大塚 262-2	○		
(株)セイワ	埼玉県本庄市早稲田の杜 5-4-1	○		
(株)サニテーション	群馬県藤岡市鬼石 208-5	○		
合同会社ジャンプクリーンサービス	埼玉県深谷市岡部 2039-1	○		

※収集・・・収集運搬業 処分・・・処分業 清掃・・・浄化槽清掃業

3 し尿・浄化槽汚泥の処理

し尿の収集運搬については委託により行い、浄化槽汚泥は収集運搬許可業者により、全て利根グリーンセンターで処理されています。

(1) 生し尿処理状況

単位：t

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	18	15	16	16	18	16	21	11	12	12	10	9	174
R元	8	8	8	11	14	11	12	8	8	7	10	6	111
R2	7	12	17	16	15	11	9	4	23	3	13	16	146
R3	10	10	17	5	9	7	20	7	12	11	14	9	131
R4	13	10	7	7	11	17	19	11	17	17	9	6	144

(2) 浄化槽汚泥処理状況

単位：t

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	459	372	314	395	357	298	349	376	375	288	332	385	4,300
R元	356	402	353	434	380	364	360	325	335	292	339	333	4,273
R2	381	372	356	406	295	413	450	425	375	283	290	405	4,451
R3	389	335	357	356	306	393	341	338	449	289	316	392	4,261
R4	342	427	430	316	363	375	363	393	352	277	340	406	4,384

4 ごみ減量化対策

廃棄物による環境リスクを低減し、環境に負荷の少ない社会を実現するために、町では資源循環型社会を目指した発生抑制やリサイクルを推進しています。

(1) リサイクル奨励補助制度

ごみ減量対策として、リサイクル活動を実施している21団体に収集量に応じた補助金を交付し、リサイクルを推進しています。

年度	紙類	布類	金属類	びん類	合計	補助金額
H30	226,445 kg	2,272 kg	10,480 kg	627 kg	239,824 kg	1,436,600 円
R元	200,678 kg	2,241 kg	10,340 kg	413 kg	213,672 kg	1,279,700 円
R2	146,935 kg	1,570 kg	10,465 kg	294 kg	159,264 kg	953,600 円
R3	174,540 kg	360 kg	9,895 kg	333 kg	185,128 kg	1,108,700 円
R4	171,390 kg	320 kg	11,880 kg	191 kg	183,781 kg	1,099,600 円

※ 1kgあたり6円を補助（100円未満切り捨て）

(2) 小型家電リサイクル回収

平成26年度より、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの再資源化を促進するために、小型家電リサイクルを回収しています。

年度	回 収 量
H30	8.04 t
R 元	9.48 t
R 2	8.45 t
R 3	7.50 t
R 4	6.48 t

(3) 生ごみ処理機の購入補助

家庭から排出される塵芥類を各家庭で自家処理を行うため、室内に設置できる電動生ごみ処理機の購入補助を実施し、可燃ごみの排出量の抑制を推進しています。

年度	補助基数	補助金額
H30	0 基	0 円
R 元	0 基	0 円
R 2	2 基	20,000 円
R 3	3 基	28,600 円
R 4	1 基	10,000 円

5 1人1日当たりのごみの排出量

年度	排 出 量	
H30	668.61 g	家庭系ごみ収集量（可燃・不燃・資源・有害・リクエスト・リサイクル回収・小型家電リサイクル回収）÷人口（各年度4月1日）÷365日
R 元	686.52 g	
R 2	687.38 g	
R 3	688.77 g	
R 4	692.30 g	

第 8 章 犬の登録及び野犬対策

昭和 25 年に狂犬病予防法が施行され、犬の登録、狂犬病予防注射の実施及び野犬対策が実施されたことにより、昭和 32 年以降わが国では狂犬病の発生は見られなくなりました。

周辺の諸外国では、狂犬病の発生が認められ、海外渡航に伴い狂犬病が進入する恐れがあります。

町では、本庄保健所管内狂犬病予防協会と連携し、犬の登録や予防注射の実施と野犬対策に努めています。

1 登録及び狂犬病予防注射

(1) 犬の登録及び狂犬病予防注射頭数

年度	年度末登録及び予防注射接種状況			死亡届
	登録数	予防注射	注射率	
H30	697 頭	503 頭	72.2 %	69 頭
R 元	674 頭	450 頭	66.7 %	65 頭
R 2	604 頭	394 頭	65.2 %	103 頭
R 3	587 頭	486 頭	82.8 %	85 頭
R 4	572 頭	465 頭	81.3 %	78 頭

2 野犬等の対策

町民から野犬の捕獲依頼があった場合は、県（保健所）に捕獲依頼をして協力をほか、町職員による捕獲檻の設置と捕獲犬の引き渡しをしています。

年度	飼養放棄犬 (保健所引き取り)	捕獲 (保健所・町)
H30	0 頭	8 頭
R 元	0 頭	3 頭
R 2	0 頭	1 頭
R 3	0 頭	0 頭
R 4	0 頭	0 頭

令和4年度版
神 川 町 の 環 境

(編集・発行)

神川町 防災環境課

埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909 番地

TEL 0495-77-2124 FAX 0495-77-3915